

2010年10月22日

パハン・スランゴール導水事業
被影響住民の移転プロセスに関する公開質問状と外務省/JICA 回答

作成：国際環境 NGO FoE Japan

【移転を希望しない世帯について】

1. 移転を希望しない世帯については、彼らの自由意思が尊重され、事業者等により半ば強制的な措置等が取られることのないように十分留意されなければなりません。貴省のご見解はいかがでしょうか。

回答：移転を希望しない世帯に関しては、マレーシア政府と協議を行い、マレーシアの法律に基づき、可能な限り住民の意図が尊重された対応が取られるべきだと考えています。

2. 移転を希望しない世帯には、現在の居住区における土地所有権及び慣習的に利用してきた土地・森林資源へのアクセスが保障されるべきですが、いかがでしょうか。

回答：移転を希望しない世帯の現在の諸権利は可能な限り保障され、生活の問題が生じない環境が確保されるべきだと考えています。

【移転世帯について】

3. 村内の世帯数は時間を経るうちに変移していると思われませんが、住民に対してカットオフデートを明確に伝えた上で、最終的に移転を希望する全世帯に対して、補償及び移転地における家屋・農地が供与されるとともに、森林資源へのアクセス（質問 26、28-2 を参照）や各種支援策及び設備へのアクセスが保障されるべきですが、いかがでしょうか。

回答：昨年8月の移転説明会の日をカットオフデートとし、住民にも伝えていますが、移転希望世帯には、家屋・土地の供与、公共施設へのアクセス、収入向上支援が確保される予定と認識しています。

追記：(FoE) 8月の移転説明会以降にも、気持ちが変わり、最終的に移転を希望した世帯の全てに家屋、土地、移転地での施設へのアクセスや支援策が保障されるのでしょうか。(MOFA/JICA) そのように理解しています。

4. 家屋・農地等が与えられる際の「世帯」の定義をご教示ください。また、移転後の生活回復にとっても重要である世帯の定義について、住民と協議の上決定するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：「世帯」の定義は、結婚した家族を基本としています。現在の移転対象世帯は123世帯と認識しています。

【同意書の複写の手交について】

5. 8月6日及びそれ以降に移転の同意書に署名した全世帯に対して、同意書の複写（添付文書を含む）が手交されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：8月6日及びそれ以降に署名された同意書の複写は、世帯毎に配布されていると認識しています。

【補償支払い及び移転地整備の時期について】

6. 8月6日の会合で、事業者は、「移転は2010年10月から開始する」と述べていました。一方、事業の環境管理計画(EMP)(P.9-6)及び2003年の環境アセスメント報告書(EIA)(P.6-19)には、移転の3、4年後にアブラヤシが生産できることを確保するため、移転の少なくとも2年前にはアブラヤシが植えられていなければならないと記されています。しかしながら、2009年8月時点では、アブラヤシの植え付けが確保できていなかったと認識しております。従って、本来であれば、2010年の移転は拙速と思われるかもしれませんが、住民の中には早期の移転を希望する意見もあるため、2010年10月には移転が進められるものと理解しております。少なくとも移転開始前には、全移転対象世帯のための家屋、アブラヤシ農園、果樹園、電気、水等が整備され、補償及び移転費用の支払いが完了しているべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、それが確保されない場合、その理由をご教示願います。

回答：移転開始前に、家屋や公共設備等が整備され、アブラヤシも植え付けが完了した状態で土地が付与される予定です。補償の支払いに関しては、住民の意向も考慮され、移転前後に分割払いも検討されていると認識しています。

【コミュニティの社会経済状況の把握について】

7. EMP (P.9-8) には、移転の準備段階から再建段階に至るまで、コミュニティの社会経済状況の把握（世帯の収入・支出、雇用、教育水準、世帯構成、健康状況、住居、基本的設備へのアクセス、車両の保有）を行うと記されていますが、これは現在行われていますか。また、今後の状況把握の頻度についてもご教示願います。

回答：移転前のオランアスリの生活状況は、現在 JICA がマレーシア国民大学に委託し、世帯収入等のベースラインサーベイを実施しています。移転後も定期的に状況把握が行われると理解しています。

追記：(FoE)「定期的」というのはどのような頻度ですか。(MOFA/JICA) 確認します。

8. 7の結果は、公開されますか。個別世帯に関する情報は個人情報保護の観点から公開は適しませんが、集計・分析した情報については、公開するべきだと考えます。貴省のご見解はいかがでしょうか。

回答：同サーベイには個人情報も含まれるため、公開に関してはマレーシア政府と協議の上、決定されるものと認識しています。

【移転計画 (RAP) の策定について】

9. ガイドラインで規定されている、以前の生活水準、収入機会、生産水準の改善または回復を確保するためには、移転前の生活水準、収入機会、生産水準等を把握することが不可欠です。上記の調査は、目標達成度を測る際のベースラインデータとして、住民移転計画 (RAP) に記されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：オランアスリの生活状況については、上記ベースラインサーベイを実施中です。同サーベイは、今後、住民の生活状況の変化を図るデータとして活用されると認識しています。住民移転計画には住民の生活状況につき可能な範囲で記載されます。

10. 8月6日の移転の同意取得時には、作物・家屋の補償等の重要な補償内容が決定していなく、アブラヤシ農園の管理方法や利益分配の方法等の重要事項が住民に知らされていませんでした。従って、RAPのドラフトは住民にも公開され、また住民の理解し易い様式での説明・協議が全世帯を対象に行われ、RAP最終版における住民意見の反映を確保するべきですが、いかがでしょうか。

回答：RAPドラフトについては、オランアスリに説明され、住民の意向が可能な範囲で同計画に反映されると理解しています。

追記：(FoE) RAPドラフトは、住民個人々人、あるいは村で閲覧できるような形で配布されていますか。(MOFA/JICA) 確認します。

11. 10を実施する際には、Technical Committee（技術委員会）における説明だけでは、住民参加が非常に限定されているため、不適切です。住民の村において実施されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：RAPの説明会は、現在の居住区・移転サイトで行われたと理解しています。

12. また、下記13～28は、最終的にはRAPに記載され、住民に公開されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：RAPには、指摘の各項目につき、可能な範囲で記載されると理解しています。

【オランアスリ居住区指定について】

13. 2000年EIA(Ch11 P.3)には、現在のオランアスリ居住区指定を解除し、移転地において居住区指定を行うとありますが、8月4日に事業者から住民に配布された文書には、居住区指定について明記されていませんでした。現在のオランアスリ居住区指定は解除され、移転先の855エーカーの土地がオランアスリ居住区として指定されるのでしょうか。また、それぞれの時期はいつですか。

回答：現在のオランアスリ居住区の解除は、昨年5月に決定しました。移転先では、オランアスリ居住区指定は行われぬ予定です。また、現在、土地所有権の登録手続きが進行中とのこと。

追記：(FoE) 居住区指定という担保がない中、例えば外から土地取得の圧力が掛かった場合、オランアスリが個人で諸権利を守るための交渉をできるか懸念されます。オランアスリの権利が保障されるには何らかの踏み込んだ措置が必要ではないでしょうか。

(MOFA/JICA) 現在のオランアスリ居住区は国有地に戻るため、外圧にオランアスリが個人で交渉するようなことにはならないものと思われま。

【土地に対する権利について】

14. 8月4日の移転地における会合で住民に配布された書面には、各世帯主には、5エーカーのアブラヤシ農園及び1エーカーの果樹園が割り当てられるとあります。住民にはこれらの土地に対し、土地所有権(Land Ownership)が付与されるべきですが、いかがでしょうか。

回答：アブラヤシ農園及び果樹園に対して、土地所有権が付与されると理解しています。

追記：(MOFA/JICA) 家屋0.25エーカーについても、土地所有権が付与されると理解しています。

15. 住民に与えられる土地の権利に、万が一何らかの付帯条件が伴うことがある場合は、その内容についてご教示願います。

回答：付帯条件に関して、正式決定はまだですが、例えば一定期間の土地売買の禁止につき検討されていると理解しています。

追記：(FoE)「一定期間」とは、農園開発等移転地整備の最中という意味ですか。(MOFA/JICA) 確認します。

16. 権利が付与される時期はいつですか。権利付与のための条件はありますか。また、権利付与の際に発生する手続きに要する諸費用は誰が負担しますか。

回答：土地所有権の登録手続きが開始されています。付与に係る条件は回答 15 の通りです。付与の手続きに係る諸費用は全て政府が負担すると理解しています。

17. 移転地における土地所有権が住民に正式に付与されるまでの間、住民は移転先で与えられる予定の土地（855 エーカー）を自由に利用できますか。制限があるとすれば何ですか。

回答：土地所有権が正式に付与される前であっても、住民は移転先の土地を利用できると認識しています。

【アブラヤシ農園・果樹園の開発・管理について】

18. 移転先の主な生計手段として、アブラヤシ農園及び果樹園が用意され、その開発に当たっては FELDA のスキームと類似のものが想定されています（添付資料参照）。しかしながら、これまでアブラヤシ農園の管理経験を持たない住民が多いと理解しております。

本来であれば、アブラヤシ農園がどのようなものであるのか、負の側面も含め、住民に対する十分な説明を行い、同時にどのような管理方法が可能かということも含めて住民と協議を経て、支援内容を決定すべきでした。しかしながら、すでに植え付けも始まっており、農園整備が進んでいるものと理解しております。アブラヤシ農園の開発・管理方法については、その詳細が 8 月 6 日の合意取得時には決定していませんでしたが、住民の生計回復を確保する上で非常に重要な事項です。

また、FELDA のスキームに対しては賛否両論があるようですが、最近も住民との利益分配等を巡る問題が起きている例もあり、管理方法を決定する上では、先行例をよく検証する必要があります。従って、アブラヤシ農園（及び果樹園）の開発・管理方法について、特に質問 19 に示すような事項については、住民に対して十分な情報を提供した上で協議を行い、住民意見の計画・実施への反映を確保すべきですが、貴省のご見解はいかがでしょうか。

回答：アブラヤシの栽培経験等について、現在ベースラインサーベイを通じて確認を行っています。同結果を踏まえ、アブラヤシ農園の管理につき、政府と住民の協議の上、可能な限り住民の収入向上に寄与する方法が検討されると理解しています。

19. 以下の事項について、現在計画されていることをご教示ください。

（開発段階）

19-1. 収穫が可能となるまでの期間、アブラヤシ農園及び果樹園の開発・管理主体及び労働者は誰ですか。

回答：移転地の開発を行っている地元企業が管理を行います。

19-2. アブラヤシ農園及び果樹園の開発・管理に要する諸経費は誰が負担しますか。仮に経費負担を住民と折半する場合、その折半の比率、住民が負担する総額、支払い期間、支払い方法はどのように想定されていますか。

回答：基本的に上記企業の負担により管理を行います。

追記：(FoE) FELDA のように、後に売上高から開発経費が控除されるというようなことはないですか。(MOFA/JICA) ないと理解していますが、念のため確認します。

19-3. その他アブラヤシ農園・果樹園各々の造成の基本計画について（苗木は高収量品種か、1 区画＝5 エーカー・1 エーカーあたり何本植えられるのか、肥料は散布されるのか、また散布の頻度、村内の道路の舗装等）ご教示願います。

回答：1 エーカーあたり 50 本植えられます。また、村内のアクセス道路が整備されます。

追記：(FoE) これらの点に加えて、最初に農園開発を行う企業が適切な環境管理計画を持っているかが重要です。特にアブラヤシ農園における農薬被害や土壌・水質汚染が懸念されます。(MOFA/JICA) アブラヤシ農園の EMP があるかどうかは把握していませんが、排水設備は設置されるとのことです。

19-4. アブラヤシ農園の造成中、住民による間作（Intercropping）は可能ですか。

回答：間作は可能であると認識しています。

（操業段階）

19-5. 収穫が可能となった後、アブラヤシ農園及び果樹園の管理主体及び労働者は誰が想定されていますか。また、これらが住民である場合、管理・労働の単位は個人ですか、グループですか。

19-6. アブラヤシの買い手は誰ですか。

19-7. 住民との協議を経て住民意見を反映した結果、仮に、収穫が可能となった後、アブラヤシ農園及び果樹園の管理を住民以外の主体に委託することになるとすれば、住民に代わる管理主体は誰が想定されていますか。また、委託の期間、生産物の年間販売利益総額、諸経費総額・内訳及び住民負担分総額・内訳 21、住民の純収入（諸経費を控除した後の手取額）の予測額はどのように想定されていますか。

（再植段階）

19-8. 通常アブラヤシは 20 年～25 年で寿命を迎えますが、再植及び再植後の管理主体は誰が想定されていますか。

19-9. また、再植の時期まではまだ十分な時間があることから、上記については、住民がアブラヤシ栽培をある程度経験した段階で改めて十分協議を行い、住民意見を反映して決定するべきですが、いかがでしょうか。

回答（19-5～19-9）：収穫可能後のアブラヤシ農園の管理方法は、今後、政府と住民の間で協議の上、決定されると理解しています。

20. 上記につき情報を与えた上で住民と協議を経て管理方法等を決定すると同時に、農園管理が生計回復・改善に資するよう、能力開発や技術支援等住民に対するきめ細やかな支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

回答：アブラヤシ農園の管理方法は、住民と協議の上決定されると理解しています。現在実施中のベースラインサーベイの結果も考慮され、必要に応じて住民に対して技術支援等が行われると考えています。

【生計支援プログラムについて】

21. 8月6日の会合で、事業者は、移転後の収入支援策として用意されている「RM400/月/世帯（4年間）」の増額及び延長を検討していると述べていました。また、2009年10月12日の技術委員会では、貧困ラインに従ったRM683への引き上げに言及されたといえます。本来であれば、上記質問7のベースラインデータに基づき、移転住民との合意の上で金額を決定するべきです。最終的に決定した金額はいくらですか。

回答：移転後の毎月の供与額は、RM683に決定されたと聞いています。

22. 上記収入支援策は、基本的に住民へのグラント（贈与）であるべきですがいかがでしょうか。

回答：収入向上支援策は、基本的にグラントで行われると理解しています。

23. 2003年EIA（P.6-19）には、アブラヤシが十分に収穫できなかった場合、収入支援策の延長の必要性を説いています。仮にアブラヤシが移転後4年間を経ても十分収穫できなかった場合、収入支援策は、アブラヤシの収穫が十分可能となり、生活の回復・改善が可能となるまで、延長されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：現在、現金供与期間は移転後4年間とされていますが、アブラヤシ農園からの収入が不十分である場合は、別途対応が検討されるべきであると考えています。

24. EMPには、RM400以外の生計支援プログラムの内容について、以下のような記述があります。

- 移転準備段階：（1）商業作物の生産に関する組織化された農業及びその他の生産（手工芸品を含む）のための協同組合の設置 25、（2）教育・スキル開発プログラムの計画
 - 再建段階：（1）協同組合プロジェクト、（2）農業生産、手工芸品、起業支援等のトレーニング・スキル取得、（3）裁縫・料理のトレーニング、クレジット、（4）政府機関による農業生産支援
- これらについては、その内容、参加者等について住民と協議を行い、実施されている/される予定ですか。各プログラム項目についてご回答ください。

回答：移転後の住民の収入向上は重要であり、実施中のベースラインサーベイも踏まえ、必要な支援策が住民と協議の上、実施されると認識しています。具体的には、アブラヤシ栽培技術支援、農業生産支援、雇用促進支援等が想定されています。

追記：(FoE) 雇用促進策というのは具体的に何が想定されているのですか。(MOFA/JICA) 確認します。

25. 現在想定されている広さのアブラヤシ農園及び果樹園からの収入だけでは、生活回復・向上を図る上で十分ではないとの認識も見られます。アブラヤシ農園及び果樹園からの収入だけでは、生活回復・向上を十分図れない場合をも想定して、住民と十分協議を行いながら、上記に限定しない副収入支援策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：現在の市況等からの見方では、アブラヤシ及び農業生産からの収入により、多くの世帯が現在の所得水準を上回ると想定されます。必要に応じて、他の収入確保に係る方法（雇用促進等）も検討されるべきであると考えています。

26. また、上記の懸念があるため、元の居住区やラクム森林保護区内等で住民が伝統的に利用してきた土地が水没しない場合、住民には当該土地についてこれまで同様の利用（作物の栽培、狩猟、森林産物の採集活動等）が保障されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：オランアスリが元の居住区を利用することについて、マレーシア政府が禁止する方針はないと認識しています。

追記：(FoE) 移転した人であっても、移転後十分な生活回復が図れない場合、元の村に戻れるかという趣旨の質問でしたが、そのように理解していただけただけでしょうか。(MOFA/JICA) 移転を希望しない住民のことを想定していたので、改めて確認します。

【作物・家屋等の補償について】

27. 作物及び家屋等財産の補償額の水準（各単価）については、住民と協議の上決定し、決定した内容については、RAP 等に記載され、住民が常に自由に確認できる形で公開されているべきです。また、各世帯の補償額についても、当該世帯と協議の上決定し、その明細（補償対象となる項目、数、各項目に対する補償単価、その小計および補償の合計額）を記した文書を住民に渡すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答：家屋等の補償額は、市場価格に基づいて算定されます。また、その結果は住民に説明されると理解しています。補償額の内容は、住民が理解できる形式で伝えられ、補償内容を記載した文書が世帯毎に供与されるとのことで。

【その他の移転プログラムについて】

28. 以下は、事業の EIA 及び EMP には記載があったものの、8 月 4 日及び 6 日の会合で住民に配布された書面には記載されていなかった事項ですが、これらについて住民と協議がなされ、実施することが決定している、または、実施の予定はありますか。実施されないことが決定している事項があれば、その理由をご教示願います。

28-1. 移転後 4 年間、電気、水の支払い料金への補助

回答：電気・水道料金への補助は、現金供与額を増やしたため、実施しない方針であると認識していません。

28-2. 移転地では、コミュニティの狩猟、森林産物の採集のための新しい森林地域が与えられ、狩猟の

権利、森林資源へのアクセスの権利が保障されなければならない

回答：移転地の周辺地域におけるローミング等の活動は認められると理解しています。

28-3. 健康・栄養・安全プログラム/コミュニティ支援プログラム、クリニック/健康センター及びセンターにおける医療従事者による毎週の出張診察

回答：医療関係者による出張診察が行われると理解しています。

追記：EMPにあるように、クリニックは設備として建てられるのでしょうか。(MOFA/JICA) 確認します。

28-4. 下水システム、廃棄物処理システム、協同組合センター（商業・文化・手工芸品・取引センター）

回答：排水設備が整備されます。また、コミュニティホールが設置され、多目的に利用される予定と聞いています。

追記：(FoE) これまで森や川に依存して生きてきた人びとが、環境が変わっても元の場所と同じような生活様式に戻ってしまう可能性もあります。周辺にアブラヤシ農園があることを考えると、下水や廃棄物処理の問題はとても重要です。下水や廃棄物処理設備は設置されますか。(MOFA/JICA) マレーシアの法律では、estateには浄化槽をつけることになっています。

以上